

青森県の建設業の 電子マニフェスト利用について

第四次循環型社会形成推進基本計画において「2022年度の電子マニフェスト普及率を70%にする」と目標が掲げられています。

JWセンターでは、この目標を達成するための普及活動を実施しており、特に、産業廃棄物の中でも排出量が多くかつ電子マニフェストの利用が進んでいない各地域の建設業の利用拡大を図ることとしています。

今回は、青森県の建設業に携わる方々にお集まりいただき、電子マニフェストの導入・運用紹介、課題・要望等をテーマとする座談会を開催いたしました。その模様を紹介いたします。(令和2年2月20日開催)



出席者：

青森県環境生活部 環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 主幹
 青森県環境生活部 県土整備部 整備企画課 技術管理グループ 技師
 一般社団法人青森県建設業協会 事務局次長
 株式会社熊谷建設工業 企画部 統括係長
 株式会社熊谷建設工業 総務部総務課 主任
 東北建設株式会社 取締役専務 土木部長
 東北建設株式会社 総務部総務課 課長補佐
 (事務局)

JWセンター：関 理事長、葛西 電子マニフェストセンター長、田中 広報室長

神 毅統
 成田 一洋
 大柳 雅一
 盛 洋行
 賀佐貴代子
 蛭沢 貴紀
 小林健太郎

事務局： ただいまより、座談会「青森県の建設業の電子マニフェスト利用について」を開催いたします。開催にあたり、理事長の関よりご挨拶申し上げます。

関理事長： 本日は座談会にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

JWセンターは平成10年に情報処理センターの指定を受けて、以来20年間余、電子マニフェストの普及に努めてまいりました。当初は余りご利用いただけませんでした。ここ10年ほどで利用が進み、本年度の1年間では電子化率62%に達する見込みです。2022年度に電子化率を70%に

するという政府の目標があり、まだご利用いただけていない方への普及活動を強化しているところです。

産業廃棄物の排出量が多く、電子マニフェストの利用が



比較的進んでいない分野が2つあります。1つは、下水道汚泥の分野で、もう1つが建設業、特に地方の建設業です。

本日は、青森県の建設業の電子マニフェスト利用について、電子マニフェストの導入の経緯、利

便性、課題等について、忌憚のないご意見を伺えればと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局： 本日の進行ですが、初めに電子マニフェストの現状を事務局より説明いたします。次に、青森県の産業廃棄物の処理状況について県の方よりご説明いただき、次に、建設業者の方より電子マニフェストの運用状況等についてご紹介いただきます。後半はフリートークとなります。電子マニフェストの要望、課題等につきまして、ご発言いただきたく存じます。

では、電子マニフェストの現状につきまして、事務局より説明いたします。

(事務局説明)

- ・電子化率の推移 (2019 年度末に 62% 達成見込み) ※¹
- ・電子マニフェスト登録件数の全体の 45% が建設業
- ・特別管理産業廃棄物の多量排出事業者については、4 月から電子マニフェスト利用が義務付け
- ・「がれき」「汚泥」はまだ電子化が進んでおらず、普及拡大が急務※²
- ・青森県の場合、多量排出事業者(建設業)の電子マニフェスト利用率は 1 割弱
- ・国のロードマップでも、地方建設業での利用を重視。行政への働きかけを実施

※¹ 電子マニフェスト登録件数・電子率は、JWセンターホームページをご覧ください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/regist/index.html>

※² がれき、多量排出事業者に該当する建設会社の電子マニフェスト利用状況については、本誌 18 ページをご覧ください。

事務局： 次に、青森県環境生活部環境保全課、廃棄物・不法投棄対策グループ主幹の神様に、青森県の産業廃棄物処理状況等についてご紹介をお願いいたします。

～青森県の建設業の産業廃棄物処理状況～

神氏(青森県)： 平成 29 年度の県内の産廃の処分実績から説明します。全部で 171 業者の処分の実績を取りまとめたものです。

平成 29 年度の処分量は 101 万 1,000 トン、中間処理 95 万 9,000 トン、最終処分 5 万 2,000

トンとなっております。平成 28 年度と比較すると、中間処理量が 10 万 1,000 トン増加し、最終処分量が 4,000 トン減っています。

廃棄物の種類を見ると、量として多いのは「がれき類」です。その次に多いのが「木くず」、「ガラス陶磁器くず」、「ばいじん」などです。

処分量の大半は県内から排出されたものです。また、県外から搬入された産業廃棄物は、全て中間処理目的で受け入れています。

次に、「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」(<https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpaisisin.html>) についてご紹介します。

この指針は、建設系廃棄物の不法投棄を抑止するため、平成 30 年 12 月に、県、青森市、弘前市、八戸市及び民間の関係団体とで構成する「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」が策定したものです。

廃棄物量 10 トン以上の産業廃棄物の不法投棄等発見件数ですが、平成 28 年度の全国の発見件数は 263 件、そのうち建設系廃棄物によるものが 205 件であり、ほぼ 8 割を占めています。これは青森県も同じような状況でして、平成 24 年度から平成 28 年度では約 55%～68% が建設系廃棄物の不法投棄です。これを何とかしなければいけないということで、指針を取りまとめたものです。

指針では「建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、概ね 10 年以内の撲滅に向けて、建設系廃棄物の適正処理を推進する。」という目標を掲げておりまして、建設系廃棄物の発生から処理までに関係する各主体(建設・解体工事の発注者、元請業者等の施工者、建設系廃棄物の収集運



搬業者及び処分業者)が、それぞれの課題に対する取組を積極的に実施することとしています。

そのためには、例えば、建設系廃棄物の排出量増加という課題があり、この解決のための取組項目として、排出量の抑制、3Rに配慮した工事、再資源化の推進、技術習得の支援があり、その具体例として、元請業者については、分別解体の徹底や、特定建設資材廃棄物等の適正な分別・リサイクルの実施などを定めています。

また、電子マニフェストの普及・拡大という項目もあります。取組項目の具体例として、県と中核市は、会議や研修会で電子マニフェストの導入を推奨する、チラシを配付すると、定めています。

更には、マニフェストの記載内容や産業廃棄物の保管に不適切な事例を見かけた場合は助言するという項目もあります。特に紙マニフェストは記入が煩雑なため、書き間違いが見受けられます。書き間違いの具体例としては、木くずを積んでいるのに「がれき」にチェックされていることなどが挙げられます。

他の取組として、本県及び中核市では、一定規模以上の建築・解体工事に伴って排出される建設系廃棄物を、元請業者が収集運搬業者に引き渡したことの報告を受ける、「建設資材廃棄物の引渡完了報告制度」を平成29年度から運用しておりまして、報告様式にマニフェストのB2票の写しを添付して報告いただいています。

そのときにいろいろなマニフェストを目にするのですが、建設リサイクル法に基づく解体に関する届出書に書かれている元請業者の名前と、紙マニフェストに書かれている排出事業者の名前が全然違うことがあります。「この排出事業者は正しいですか。」と尋ねると、「下請け(孫請の場合もあり)です。」と言われます。そのような立場の事業者の方がマニフェストを書いている状況です。

引渡完了報告制度を始めて3年目になりますけれども、間違った使い方をしている事業者は珍しくありません。このような誤りも、電子マニフェストだったら防止できるのではないのかなと思います。

事務局： ありがとうございます。建設系とはちょっと違い

ますが、廃プラスチック類の話は最近の話題で出ていますか。

紳氏(青森県)： 平成29年度末でしたか、中国をはじめとする諸外国で使用済みプラスチック等の輸入禁止措置が実施されています。国が昨年5月に発出した、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」の通知では、県や中核市に対して不法投棄監視の強化等を求めており、また市町村に対しては、産業廃棄物である廃プラスチック類を受け入れて処理することの検討をお願いしていますが、現時点において、処理の受け入れを決めた市町村があるとは聞いておりません。

なお、廃プラスチック類の不法投棄はこれまでも県内で確認されていますが、外国政府の輸入禁止措置の影響を受けた不法投棄等は、今のところは発生していないという状況です。

処分業者の中には廃プラスチック類の溶融固化を行なっているところがあります。発泡スチロールの魚箱等に熱をかけて溶かし、インゴットにして海外に販売するためですが、販売先に苦慮しているという情報は寄せられています。

事務局： ありがとうございます。それでは、建設業者の方に、電子マニフェストの導入時の状況や処理業者への説明や現在の運用等についてご紹介いただきます。初めに、(株)熊谷建設工業の賀佐様をお願いいたします。

～本社で一括管理する運用～

賀佐氏(熊谷建設工業)： 弊社における平成30年度産業廃棄物排出量は、全部の合計で2,244.611トンでした。内容は、「がれき類」1,693.09トン、「木くず」481.88トン、「その他」69.641トン等でした。



電子マニフェストを登録した件数は693件、紙マニフェストは7枚で、

この紙マニフェスト使用分は収集運搬業者、処分業者がまだ加入していないところに委託したため、発行となりました。

弊社が電子マニフェストに加入したのは2008年(平成20年)6月で、今年で12年になります。

導入のきっかけは、2008年(平成20年)1月に、電子マニフェストの説明会が青森市内であり、弊社の現場監督が参加させていただいて、加入したほうが良いか検討しました。

検討している中で、紙マニフェストへ排出事業者の会社名を書くとか、工事名を書くとか、そういう作成の手間のことを考えたり、D票、E票をコピーする労力の軽減と、当時は既に環境のISOも取得しておりましたのでペーパーレスということも考えまして、電子マニフェストを導入すれば少しでも作業軽減や環境に配慮できるのではないかとということで、加入しました。

導入するまでに課題が何点かあり、運用の仕方、加入方法や操作方法、あとはコスト面でした。また、委託する収集運搬業者と処分業者が電子マニフェストに加入しているかどうかが一番のネックでした。未加入であれば、加入してもらえるかという心配もありましたし、加入してもらえたらどうい運用をすればいいのかということも課題の中がありました。また、運用していく中で、現場監督にどう社内教育をすればいいかということも課題でした。

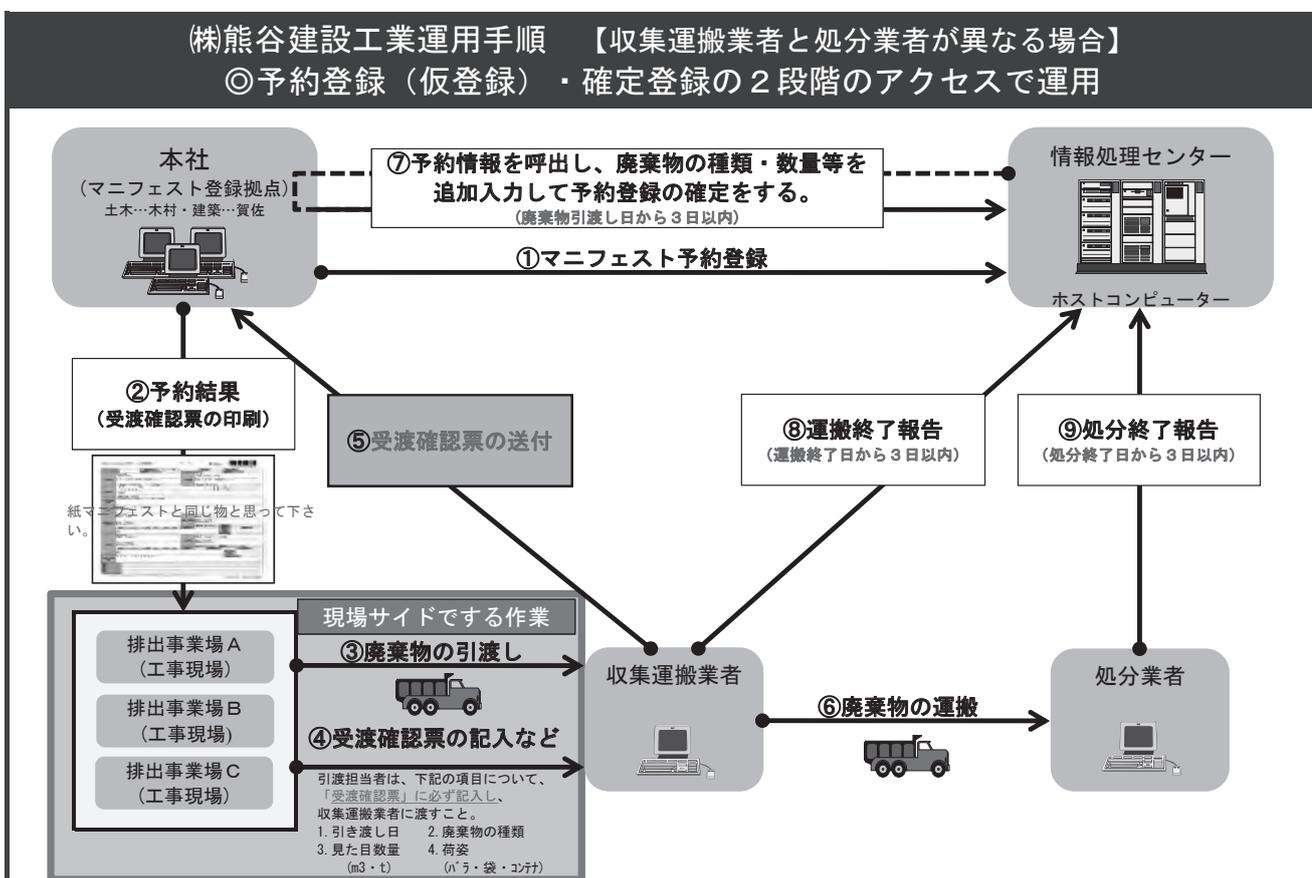
課題に対してどのように対処したかということ、システム運

用はマニュアルをJWセンターのホームページからダウンロードして熟読して、あとはやってみるしかないという感じで。

コスト面に関しては、弊社が使用する件数からA料金ということになりました。一番高額な料金になってしまいましたが、紙マニフェストと電子マニフェストの単価を考慮して、電子マニフェストを選択しました。

一番ネックだった、収集運搬業者と処分業者が電子マニフェストに加入しているかということですが、主に委託している3社のうち、1社は大手ゼネコンとの関係もあったらしく加入手続きをしている最中でした。2社は、同じ市内の収集運搬業者と処理業者で、加入して一緒にやってもらえないかという話をしまして、お互いに楽ができるのであればいいかもしれないということで、一緒にスタートしました。その後、弊社が収集運搬業者と処理業者とどのような運用したらよいか図示してお願いをしました。

最後に加入後の社内教育ですけれども、マニフェストの仕組みと運用の方法をまとめた資料を私が作成して、現場ではどのようにすればいいのかを現場監督に教育をさせて



もらいました。

弊社の現場監督、収集運搬業者と処理業者に配った資料はこちらです(前ページの図参照)。運用方法を紹介させていただきますと、弊社の状況だと、本社一括管理が一番無難だったので、本社で予約登録をして、受渡確認票を印刷し、現場監督に渡す。そして、現場からは受け渡し確認表に引渡し日、廃棄物の種類などを記入してファクスで送信してもらおうという形をとりました。収集運搬業者には負担がかかってしまうのですが、業者も納得していただいて、今もこのような方法で行っています。

電子マニフェストを導入したメリットは、紙マニフェストの事前作成をしなくてよくなったこと、処理状況が簡単に確認できること、一番監督からも言われていたD票とE票のコピーをする労力の軽減、CSVのデータが出せるのでそれをすぐにエクセルで計算処理できて集計が簡単になるということがあります。また、紙マニフェストのときに提出していた管理票の交付状況報告のため、集計をしなくてもよくなったので、事務的にもすごく楽になりました。

デメリットですが、現場監督十数名にヒアリングをしましたが、「ない」と言われました。逆に、「紙マニフェストには戻りたくない」と言われました。

その他について、電子マニフェストに対する意見・要望ということですが、建設業の電子マニフェストの普及を促進するためには、県・市町村の担当の方にも電子マニフェストを知っていただきたいです。当初、導入して完成書類を提出するときに、受渡確認票を完成書類の中に綴じて提出すると、「これは何?」「紙マニフェストのD票とE票がない」と言われることがよくありました。そのたびに、電子マニフェストはこういうもので、これでD票とE票の役割を果たしますと監督から言ってもらっていました。今はそんななくなりましたが、中にはまだ電子マニフェストのシステムを知らない、はっきりわからないという県・市町村の担当の方も多いと思われるので、できれば勉強してもらいたいという気持ちは正直あります。

あと、昨年、下北地区で説明会を実施していただきましたが、できれば、その地区に沿った内容で説明してもらえ

ればよかったかなと思いました。例えば、その説明会では、「ネット上で検索すると収集運搬業者、処分業者が確認できます」と言われたのですが、実際にこの地区の業者の名前を挙げて、「ここは加入しているからすぐにでも電子マニフェストに対応できます」というような言い方をいただければ、理解が増し、ほかの方たちも加入しやすいのではないかなと思いました。

成田氏(青森県)： 説明会は下北以外の地区でも開催されているのでしょうか。

事務局： 昨年は、まず下北地区で開催しました。こういった説明会を県全体で行ってもいいし、県・市町村の方や業者の方を対象



とするとか、オファーがあればJWセンターとしては基本的に様々な形で対応させていただきます。なお、この座談会の日程に合わせて、午後、弘前で青森県土木施工管理技士会中弘・南黒支部が開催する電子マニフェスト説明会(13ページで紹介)を行います。

神氏(青森県)： 説明会の時間は大体どのくらいみておけばいいですか。

事務局： 昨年度、京都府の福知山で行った際は30分間でしたが、通常、我々の導入説明会では、約90分間くらいです。それくらいが一番いい時間だと思っています。その際には、デモシステム^{※3}を使用し、実際の画面遷移等を見せてご理解いただくということも行っています。

※3 無料で電子マニフェストシステムを体験することができます。JWセンターホームページをご覧ください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/demo/index.html>

あらかじめ電子マニフェストに登録する内容のパターンを設定して、あとは排出量と登録者の名前だけ入力すればいいという状況を作っておき、簡単に登録できる場所を見せます。また、排出業者の説明会でも、収集運搬業者や処分業者が操作する報告画面を見いただけます。紙のマニフェストだと返送する手間がありますが、電子マニフェストではボタン一つ

で大丈夫ですよと見ていただきます。あとは、収集運搬報告、処分報告が行われないと確認画面で黒丸がつかないので、収集運搬終了報告を登録して、画面上で黒丸が表示されるようにし、「このように報告が上がっています」ということを見ていただきます。「紙だと返送されてきたB 2 票、D 票、E 票を見て、手元にあるA 票と突き合わせるといった手間がありますが、電子だと全然要らないんですよ」という説明をしています。

関理事長： 熊谷建設工業さんでは 2008 年に導入を検討されたということですが、世の中のインターネット環境は、この 10 年間で随分変わったと思います。それでも、コンピュータを操作するのは大変だと思っていられる方が結構います。そういう抵抗感、何だか面倒そうだとか、そういうことはございましたか。

賀佐氏（熊谷建設工業）： 私どもは本社一括で操作するので、1～2 人登録担当がいれば、現場でパソコンをいじるということはないと判断しました。そのときも弊社では、パソコンでいろいろな事務作業を行っていたので、苦手意識みたいなものはなかったです。操作の方法に関しては、失敗しながらでもやってみようという気持ちでやっていたので、担当者二人でお互いに協力しながら、教え合いながら、そんなに難しい気持ちでは取りかからなかったです。パソコンをその都度いじる作業がないので、監督たちにもすんなり受け入れてもらえて、当初から電子マニフェストのほうがか楽と言ってもらえていました。

事務局： ありがとうございます。次に、東北建設（株）の小林様、よろしく願いいたします。

～現場でマニフェストを登録する運用～

小林氏（東北建設）： まず、弊社の産業廃棄物排出状況と種類ですが、平成 30 年度は合計で 1,090.69 トンでした。内訳は、「コンクリートガラ」が 342.5 トン、「アスファルトガラ」が 694.77 トン、「木くず」が 39.4 トンで、ほぼこの 3 種類でした。



次に、電子マニフェストの利用状況ですが、導入したのは

今から 9 年ほど前になります。きっかけは、紙マニフェストはコピーを何回もとらないといけないし、保管場所も必要で、交付担当者の確認印も何回もつかないといけないし、数量の集計にも時間がかかる。電子マニフェストを使うと、労力が削減できるし管理も楽だと聞いているので、今後とも考えると、ぜひ導入したいという意見がきっかけになっています。

その後、実際に使用する現場監督に理解していただき、導入の手続きをして約 3 カ月ほどで導入に至りました。

課題としては、紙マニフェストから電子マニフェストに変更するに当たって、パソコンを操作できない方もいました。現場監督一人一人に説明に行き、わからなかったり、詰まったりしたらいつでも呼んでくださいということで何度も説明させていただいて、理解していただいた経緯があります。

次に、運用方法と利用状況ですけれども、まず初めに、排出事業場等の入力パターンを設定を現場監督にさせていただいて、伝票を収集運搬業者に持たせます。処分場に搬入して、計量伝票をもとにマニフェストを登録して、運搬終了報告、処分終了報告を待つということになります。その際に、弊社では計量伝票と受渡確認票にマニフェスト番号を必ず記載することにしています。そうすることで、数量を集計する際に、漏れが出たときにどのマニフェストなのか、どの計量伝票なのか確認することが簡単になります。

次に、交付状況ですが、平成 30 年度は電子マニフェストが 243 件、紙マニフェストが 4 件という内容でした。突発的に発生した廃棄物、例えば、スコップが折れたとか、道路の補修をしたら少しだけアスファルトガラが出たという程度でしたら、紙マニフェストで現在も対応しています。というのは、1 件電子マニフェストを登録するぐらいだったら紙でもいいという人はまだいて、そのまま使っています。ただ、9 割以上は電子マニフェストを使用していて、交付状況報告書であるとか、多量排出事業者処理計画書とか、処理の実施状況報告書とかの行政報告の作成の手間は、電子マニフェストを使うことでとても楽になりました。ボタン一つで集計表が出ますので、とても楽です。

ただ、最後に 1 つだけ要望がありまして、建設工事をやっている、収集運搬業者の中で未加入業者が多いです。

現場では繁忙期に入ると、早期完成させるために未加入の業者の方でも利用しないといけなくなることが多々ありまして、そうなると、紙マニフェストを結局使わないといけなくなります。JWセンターにもそれらの方々への加入の働きかけをしていただければと思います。

神氏（青森県）： 各工事現場で、マニフェストを登録するときに監督を呼ばないといけなくなるとか、収集運搬車両が出発するたびに入力してもらわないといけなくなるとか、対応が煩雑だという声はないのですか。

小林氏（東北建設）： 現場監督がマニフェストを登録するときは一通りの現場作業が終わって、作業員たちが一回帰った後の時間とか、朝早く来たときで行っています。登録するまでに3日という猶予がありますので。

神氏（青森県）： 紙マニフェストのように、収集運搬車両が出発するときに書かなくてはいけないというわけではないので、そのような時間で対応できるのですね。3日という猶予は重要なのですね。

小林氏（東北建設）： そうですね。もうちょっと長くてもいいかなと思ってます。

神氏（青森県）： 排出業者としてのデメリットはほとんどないということですが、処分業者と収集運搬業者のメリットとは何なのでしょう。

事務局： 例えば紙マニフェストだと10日以内に返送しないといけなく、郵送料もかかる。電子であればそれらが不要といったこと。また、紙マニフェストでは5年間の保管義務がありますから、それに対する保管スペースの不要。あと、運搬途中で紙マニフェストを失くしてしまうということもあると思いますが、電子マニフェストで印刷する受渡確認票は失くしたらまた印刷すればいいわけで、そういった意味で、運搬途中で紛失の心配もないということもあります。そういったところをメリットに、収集運搬業者、処分業者さんには、いろいろな機会を通じて電子マニフェストの有用性を広く知っていただきたいと考えています。行政とも連携をとりつつ収集運搬業者向けの1枚紙のリーフレットをつくって、許可の更新の手続きなどの際に配っていただくよう働きかけています。

事務局： ありがとうございます。フリートークの様になってまいりましたので、このままフリートークに入ります。どうぞ。

大柳氏（建設業協会）： 協会では元請の方が多くはすけれども、下請に全部、マニフェストの運用を任せてしまっている人もいます。こういった人たちに普及を進めるにあたって、導入時にどういう作業で、どこが大変だったのか、お聞きしたいと思います。



小林氏（東北建設）： とにかく足繁く、教えてくれと言われていたら通って、本人が操作するように自覚を持たせました。

事務局： 東北建設さんでは、現場監督がマニフェストを全部登録するということでしたけれども、収集運搬とか処分業者等の基本設定は、本社で行うのですか。

小林氏（東北建設）： 入力パターンの作り方がわからないということであつたら、私のほうでつくっておいたから何番で入力してくださいということはありません。

大柳氏（建設業協会）： 元請の意識が高くないと、なかなか導入できない感じですね。

小林氏（東北建設）： そういう方はパソコンの操作が苦手な方です。普段からパソコンを使っている人は、楽だと言ってもらっていただき、教えるのに苦労したということはありません。ただ、わからなければ何度でも行くという姿勢を見せることで、わからないからまた聞こうというふうに簡単に考えてくれて、そのうち自分たちでやってくれるようになりました。

関理事長： 工事の繁忙期にはいろんな収集運搬業者を使わないと工事が回らないというお話で、そのときには収集運搬業者で電子マニフェストに加入していないような方がたくさんいらっしゃるということ。加入者の数で見ると、収集運搬業者の方は2万ぐらいです。全国で収集運搬業者の許可の数は、大体10万社だろうと言われておりまして、それで見ると5分の1ぐらいです。加入いただいていない方は、兼業であつたり、トラック1台だけ持っていたりするような方が比較的多いです。収集運搬業者で紙マニフェストしか対応しませんという方には、どのような印象があるのか教え

ていただけないでしょうか。

小林氏（東北建設）： 例を挙げるとすれば、経営者も高齢な方で、電子化のメリットがわからないという方が多いです。一人でずっと行っている一人親方みたいな方もいます。なぜ加入しなければいけないのかわからないという方が多いです。

関理事長： 仕事を発注する側が、時代が変わったから新しいシステムでお願いしますと言うと、いわゆるビジネスの商慣行として対応せざるを得ないのかなと思うのですが、必ずしもそうでもないんですか。繁忙期で収集運搬を確保するほうが優先するのですか。

小林氏（東北建設）： 我々もお客様から現場を預かっているわけですから、決められた期間内には必ず完成させなければいけません。その中で、電子マニフェストのほうが確かに楽ですし、管理も簡単ですが、電子マニフェストに未加入の方でも収集運搬の許可を持っているのであれば、現場の早期完成のためには使うのもやむなしというのが現状だと思います。ただ、最近 70 歳近いご夫婦の方ですが、電子マニフェストに加入してくれて、大分助かっています。なので、一概に必ずしも、高齢者だから使えないというわけではありませんでした。

事務局： 繁忙期ということで、例えば、冬になったら積雪があるので除雪のほうにも力を入れたいといけなく、実際の工事は春から秋にかけて集中してしまうとか、地域的な特徴とかはありますでしょうか。

小林氏（東北建設）： やっぱ建設業ですから、天気との勝負になるので、天気予報を事前に把握して日程を組んでいます。雨が降らない、雪が降らないという中で作業しなければいけないので、現場を管理している者としては、たとえ電子マニフェストに未加入でも許可を持っている会社であれば、台数を増やしても終わらせたいと思うのは、当然かなと思っています。未加入でも契約してくれと言われても、ノーとは言いません。

大柳氏（建設業協会）： 協会から一般的な話をしますと、県の発注は 6、7、8 月ぐらいに集中します。青森県の場合は 12 月から雪が降るものですから、なるべくその前に終わらせたいということがあって 10 月、11 月に作業が立て込んできて、結局、工期が押していくと、10 日の予定だった作業も 4 日、5 日で行わないといけないという状況になっ

てきます。そのとき、運搬車両の台数も増やして一気に行わないといけないという状況が出てくる。冬に雪が降つくと、雪を溶かすので、作業時間もすごくかかるんです。

今年は雪が少ないので、2 月でほとんど終わってしまっているみたいですが、普通は 3 月まで行おうような状況になっていて、トラックなども予定よりも台数を倍ぐらいに増やさないといけないという状況が続くような感じです。ですから、人もトラックも集めないといけないので、普通よりも経費がかかっているという状況になっています。だから 4 月、5 月に平準化しないと、なかなか経営的にも厳しいです。

協会で会員に聞いてみたのですが、加入しない理由としてマニフェストの件数が少ないから料金に見合わないという意見が、大きかったです。あともう一つは、大手の建設会社は下請にマニフェストの運用を任せてしまっていて、わざわざ電子マニフェストをやる必要がないという意見もありました。結局、元請がマニフェストの作業をしなければいけないということになると、仕事が増えるんじゃないかと感じて加入しないという方も多かったです。

実際、青森県内では、今 40 代前後の方があまりいなくて、現場解体に行っても 60 代の方とかパソコンが苦手な世代が多い。ファクスとか電話でしか連絡できないことが多いです。そういう人たちにパソコンを操作させるのはなかなか厳しいと感じます。そこら辺をどう対応していったらいいのかなと考えています。

話を聞くと、導入時に相当労力を使わないといけない部分もあって、それらをどのように説得していけばいいのかなと思案しています。説明会で事例紹介を行っていただき、問題点や解決した内容等を紹介すれば加入も増えるのかもしれないですね。

事務局： 説明会のときに当センターの職員が説明することもさることながら、実際に電子マニフェストを使っている業者の方に、「過去にこういった苦労はしたけれども、今はその苦労を超えてメリットもありますよ」と話していただければ、同じ目線でお話ができますのでいいのかなと思っています。使っている方は非常にメリットを理解していただいていると思いますが、それは使ってみないと

わからない、見えない壁になっている感じがあります。

2社の方にお伺いしたいのですが、紙マニフェストを使用していたときは、紙マニフェスト用のソフトを導入されていたのでしょうか。手書きで行っていましたか。

賀佐氏（熊谷建設工業）： 排出事業社名はゴム印を7枚押すか、手書きをしていました。

小林氏（東北建設）： 我々もゴム印を使用していました。あとは、運搬担当者名前は本人にハンコを持たせて運搬時に押していただいていた。

事務局： 紙マニフェストのソフトを使用していると、電子マニフェストへのシステム切り換えで大変だという意見を聞いたことがありました。両者では、新しく電子マニフェストを使用するということで、一から運用手順をつくっていったのですか。

賀佐氏（熊谷建設工業）： 我々は、予約登録していたマニフェストが足りなくなれば本社で登録して、その受渡確認票をメールで現場に送り、現場サイドで印刷して日付と種類、見た目の数量を書くだけの作業をしてもらうようになっています。ですから、パソコンが苦手な人でも、日付を書くだけでいいという運用で行ったので、案外すんなり受け入れてもらえた事例はあります。

神氏（青森県）： 現場で印刷ということは、規模の大きい工事であり、現場に管理事務所を構えているからできるということなのでしょうね。2～3人の作業員で一般住宅を解体するような現場であれば、それはちょっと厳しいでしょうね。

賀佐氏（熊谷建設工業）： そうですね。その場合は、事前に何枚かマニフェストを登録して、印刷して渡しておくというようにしています。そうすると、工事の日が変わったとしても、正しい日付を書けばいいだけの状態にしてあるので、現場では特に問題はありませんでした。

事務局： 熊谷建設工業さんでは、電子マニフェストの説明会に参加されて、実質3カ月ぐらいで導入されましたが、会社の上の方への説得は、如何だったのでしょうか。

賀佐氏（熊谷建設工業）： 現場監督が1名説明会に参加したのですけれども、きっかけは、県か市からファクスの案内が来たということだそうです。電子マニフェストというシステムがあって、楽にできるという紹介もあり、紙マニフェストの

D票とE票のコピーが大変だということも一番のネックとしてあったので。上をどうやって説得するかをみんなで話をしました。弊社では年に2回、ISOのマネジメントレビューというものを開催して、ちょうど電子マニフェストの説明会があった後に開催されましたので、上層部に提案しました。正直なところ、コスト面はどうなんだ、というところから始まりましたが、そのときにいろいろ資料をつくりまして、紙で年間何枚使っているか比較の資料を出して、後々、世の中では電子化が進んでいくであろうということもあって説得できた感じでした。一番はコスト面、加入料というところでした。

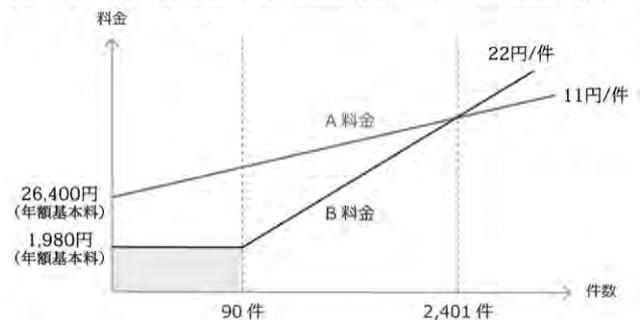
事務局： 今でこそ基本料と従量制の使用料だけで、A料金だったら2万4,000円と、あと10円で利用できますが、以前は加入料も別に必要でした。

賀佐氏（熊谷建設工業）： その後、変更された料金体系の紹介があったときに今までのA料金と比較して、これからはB料金のほうが経費はかからないねという感じで話し合いをし、A料金からB料金に変更しました。

A料金とB料金の比較イメージ

消費税10%込み

対象： 排出事業者、処分業者（2次登録機能の利用） ※下図は排出事業者の場合



<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/payment/fee/index.html>

事務局： 東北建設さんは、蛭沢専務さんから小林さんに電子マニフェストのお話があったということですが。

蛭沢氏（東北建設）： 弊社も熊谷建設工業さんが言っているように、D票とE票のコピーがものすごく手間だったのです。電子マニフェストにすれば楽だと聞いて、まずやってみようと考えました。やってみたら、やはり楽だという意



見が現場監督から出ました。最初は、「電子マニフェストって面倒くせえべな」という感じでしたが、楽だということがみんなに広まって、今はほぼ電子マニフェストで対応しています。

あと、我々の会社では維持管理もやっています、木が倒れたとか、あそこの看板を撤去してくれとなったときは、紙マニフェストで急遽のときは対応しています。

盛氏（熊谷建設工業）： 昨日、業界の交流会がありまして、年間数十トン程度と件数が少ない業者であれば、電子マニフェストを導入するメリットがない、また新たなコストがかかるという意見があった、そのようなことが普及しない、



加入率が低いという一つの要因ではないのかなと思いました。県全体として普及を考えていくのであれば、件数の多い業者をメインとした説明会を地域ごとに行って推奨していったほうが良いと思います。解体工事からの排出量が多いと思うので、そのような業者をターゲットにまずは進めていって、そこから広げながら収集運搬業者、処分業者と進めたほうが普及率は上がるのではないのでしょうか。ただやみくもに電子マニフェストと言っても、いろんな年齢のギャップ、世代間のギャップがあって、操作とか難しそうな話がでてくると、進まないというのが現状ではないかと思うので、そういうのも加味していろいろやっていくことが必要ではないのでしょうか。

ちなみに、ソフトウェアの環境で、例えば、自社で使用しているブラウザと互換性がないということやシステム障害みたいなことはあつたりするんですか。

事務局： 一部義務化も始まりますので、今はブラウザも

Internet Explorer だけじゃなくて、Microsoft Edge とか Google chrome にも対応しています。パソコンが 1 台あってインターネットにつながるような状況であれば、特別なソフトは必要なく電子マニフェストを使用できます。

紙との比較の件では、年間 90 件を超えるようであれば、間違いなく紙よりも安く利用できます。ただ、それだけではなくて、県に行政報告するための集計作業だとか、そういう手間が一切なくなりますので、そういったところも加味していただくと、トータルの人件費の面から見ても、電子のほうがメリットあるのではないかと思います。

まだ導入していない業者にもヒアリングしましたが、実際は紙マニフェストでも仕事が回っています。集計もできていし、行政報告もできている。それで困っているわけではないので、今のままでもいいという話も伺うんですけども、実際電子マニフェストを使用してみると、時間がグッと圧縮されて、ほかの仕事ができるようになる。そういったところももう少しアピールしていきたいと思います。

盛氏（熊谷建設工業）： そうですね。私もや東北建設さんが、当社ではこういう方法で導入しましたよというお話をすれば、同業者に聞いてもらったときに説得力もありますし、頭でイメージができて、入りやすく、親しみを感じて取り込んでいけるのかなとは感じました。

事務局： おっしゃるとおりだと思います。

事務局： 時間となりましたので、これをもちまして、JW 座談会「青森県の建設業の電子マニフェスト利用について」を閉会いたします。本日はご多忙のところ、ご参加いただきましてありがとうございました。

— 了 —

青森県の建設業を対象とした電子マニフェスト説明会の開催について

青森県土木施工管理技士会中弘・南黒支部では、2月20日（木）に青森県弘前市で電子マニフェスト説明会を開催しました。

当日は、青森県中弘南黒地域の建設業に携わる方など51名の参加をいただき、電子マニフェストの運用方法やメリットについて理解を深めていただきました。

今後も、各地域の建設業を対象とした説明会を積極的に開催・協力してまいりますので、皆様のご参加をお待ちしております。



写真：説明会の様子